

**市道路線の認定について**

上記の議案を提出する。

平成28年9月7日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

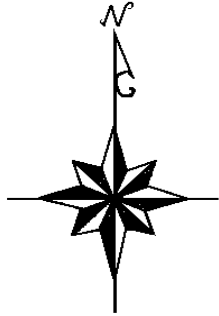
開発行為に伴い路線を認定する必要性が生じたので、道路法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

**市道路線の認定について**

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定にもとづき、次の路線を市道に認定する。

路線名	起 終	点 点	備 考
青3229号線	青梅市友田町5丁目297番1 青梅市友田町5丁目298番9		別記図面 表示のとおり

市道路線認定略図



青梅市友田町5丁目地内



認定する市道路線

延長 59.59メートル



議案第20号の付属資料

市道路線の認定資料

(認定)

議案 番号	路 線 名	延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 m <sup>2</sup>	道路部面積 m <sup>2</sup>
20	青3229号線	59.59	5.00 ～ 10.95	5.00 ～ 10.50	342.88	331.64